


監査報告書

平成30年5月25日

公益財団法人 長崎県産業振興財団
理事長 田川 伸一 様

公益財団法人長崎県産業振興財団

監事 榎松 俊徳 

公益財団法人長崎県産業振興財団

監事 波多野 徹 

私たち監事は、定款第8条及び第26条に基づき、平成29年会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の理事の職務の執行を監査しましたが、その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（一般社団法人及一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録及びキャッシュ・フロー計算書について検討しました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録及びキャッシュ・フロー計算書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において、適正に表示しているものと認めます。

以上